

廃炉発官 R 5 第 4 9 号  
令和 5 年 6 月 3 0 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙の通り，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添の通りとする。

変更箇所、変更理由及びその内容は以下の通り。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

地震時の漏えいリスク低減を目的に5・6号機のタンクエリアにある全てのフランジタンクの運用を停止する。運用停止に伴い、直接溶接タンクに移送ができる様、滞留水移送配管の追設を行う。滞留水移送配管の追設に伴い、以下の通り変更を行う。

II 特定原子力施設の設計、設備

2 特定原子力施設の構造及び設備, 工事の計画

2.33 5・6号機 放射性液体廃棄物処理系

本文

- ・5・6号機滞留水移送設備の移送配管追設に伴う、移送ポンプの基本仕様の変更
- ・記載の適正化

添付資料－4

- ・5・6号機滞留水移送設備の移送配管追設に伴う、系統概要図及び全体概要図の変更

以 上